介護保険 医療保険

国民健康保険 / 健康保険		
	国民健康保険	健康保険
概要	自営業者等とその家族 を対照とした保険	会社員とその家族 を対照とした保険
保険者	都道府県と市区町村 または 国民健康保険組合	協会けんぽ または 組合健保
保険料	前年の所得から決定	所得 × 保険料率 を労使折半
	給付内容	
療養の給付	1-5歳:2割 5-70歳:3割 70-75歳:2-3割	1-5歳:2割 5-70歳:3割 70-75歳:2-3割
高額療養費	一定額を超えると返金	一定額を超えると返金
出産育児一時金	1児につき42万円	1児につき42万円
出産手当金	なし	出産の前後1ヶ月間程度 平均報酬の2/3
傷病手当金	なし	傷病により給料の支給されない最長1年6ヶ月 平均報酬の2/3
埋葬料 / 葬祭費	5万円	5万円
埋葬料 / 葬祭費	5万円	5万円

1歳

15歳

40歳

65歳

後期高齢者医療制度		
概要	75歳以上の人を対照に 医療費を給付	
保険料	各都道府県の連合で決定 年金からの天引きで徴収	
療養の給付	医療費の1割負担 (所得に応じて3割負担)	

	第2号被保険者	
概要	40歳以上65歳未満の人が対照で 介護が必要と認定された場合に給付 (要介護者、要支援者)*老化起因のみ	
保険者	市区町村	
保険料	前年の所得に応じて決定	
介護の給付	原則1割負担(超過分は自己負担) (所得に応じて2-3割負担)	

第1号被保険者		
概要	65歳以上の人が対照で 介護が必要と認定された場合に給付 (要介護者、要支援者)	
保険者	市区町村	
保険料	市区町村が所得に応じて決定 年金からの天引きで納付	
介護の給付	原則1割負担(超過分は自己負担) (所得に応じて2-3割負担)	

労働災害補償保険		
概要	業務上や通勤途上における労働者の病気、ケガ、 障害、死亡等に対して給付が行われる制度 *労働者を使用する事業所は強制加入	
対象者	すべての労働者 (アルバイト、パート、日雇い、等含む)	
保険料	事業内容ごとに決定 全額事業主が負担	
給付内容	・療養給付 ・休業給付 ・傷病年金 ・障害給付 ・介護給付 ・遺族給付 ・葬祭給付	

労災保険

雇用保険		
概要	失業した労働者への給付や再就職を援助する制度	
保険料	業種によって保険料は異なる 事業主と労働者で負担	
給付内容		
基本手当 (失業手当)	受給要件:被保険者期間が1年/2年以上 給付額:報酬の45-80% 給付期間:90日-330日	
就職促進給付	基本手当受給者が再就職した場合や アルバイト等に就業した場合に給付	
一般教育訓練給付金	受給要件:被保険者期間が3年以上 給付額:受講料等の20%(上限10万円)	
特定一般教育訓練 給付金	受給要件:被保険者期間が3年以上 給付額:受講料等の40%(上限20万円) *再就職およびキャリア形成に資する教育訓練	
専門実践教育訓練 給付金	受給要件:被保険者期間が3年以上 給付額:受講料等の50%(上限40万円) *資格取得の上、再就職した場合プラス20% 上限は年間56万円	
育児休業給付	満1歳未満の子を養育するための育児休業に対し 休業前賃金の67%相当を支給	
介護休業給付	家族の介護のための休業で給付	
高年齢雇用継続給付	受給要件:被保険者期間が5年以上 60歳到達時の賃金月額の75%未満で労働 対象者:60歳以上65歳未満 支給額:賃金の最大15%を支給	

雇用保険